**第１０回大阪府障がい者施策推進協議会　差別解消部会　議事録**

日時：平成２７年１月２９日（木）午前１０時から午後１時まで

場所：国民会館住友生命ビル　１２階大ホール

出席委員

嵐谷　安雄　　（一財）大阪府身体障害者福祉協会会長

井上　誠一　　（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長

江口　啓子　　（社福）大阪障害者自立支援協会相談室長

大竹　浩司　　（公社）大阪聴力障害者協会会長

小田　昇　　　関西鉄道協会専務理事

倉町　公之　　（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長

坂本　ヒロ子　（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長

◎関川　芳孝　　大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授

辻川　圭乃　　弁護士

坪田　真起子　（社福）大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長

中島　義晴　　パナソニック交野（株）代表取締役社長

西山　和幸　　（社福）大阪府社会福祉協議会セルプ部会長

布施　晃　　　日本チェーンストア協会関西支部事務局長

吉川　和夫　　学校法人大阪初芝学園初芝立命館高等学校教諭

大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会代表委員

オブザーバー

関本　牧子 高槻市健康福祉部障がい福祉課課長代理

◎　部会長

〇事務局

お見えになっていない委員もおられますが、定刻となりましたのでただ今から「第１０回大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会」を開催させていただきます。

　委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。現在の委員は配布しております名簿のとおり１９名でございます。本日は、委員１９名のうち現在１２名のご出席をいただいております。当協議会差別解消部会運営要領第４条第２項の規定により、会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

次第

　委員名簿、裏面に配席図、点字版は別途ご用意しております。

　資料１　ガイドライン策定までのスケジュール（予定）

　資料２　大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについての意見照会結果

　資料３　（仮称）大阪府障がい者差別解消ガイドライン（案）

右肩に委員提出資料と書いた委員からの提出資料、Ａ４一枚もの

Ａ３の横形になりますが、右肩に別紙１、意見照会回答一覧（事業者団体）

Ａ３横の、右肩に別紙２、意見照会回答一覧（障がい当事者団体等）

　以上でございます。

　また、これまでと同様に、参考資料を綴じたファイルを委員の席に置いております。議論の際に適宜ご参照いただければと思います。資料の不足等ございましたらお知らせ願いますでしょうか。よろしいでしょうか。

　次に、大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき本会議も原則として公開としております。また、配布資料とともに委員の皆様の発言内容を、そのまま議事録として、府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解いただきますようお願いします。

　最後ですが、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や点字資料を使用されている視覚障がい者の委員がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳がしやすいようにゆっくり、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は墨字資料とページ数が異なっており図表がございませんので、本日の資料を引用したり言及される場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以降の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと存じます。部会長よろしくお願いいたします。

〇部会長

はい。おはようございます。障がい者の方への情報保障は非常に重要だと考えております。私も意見が錯綜したりいたしますと早口で話す癖があります。私自身も、十分に気をつけながら議事を進めていくつもりですので、ご協力いただければ幸いでございます。

さて、昨年１０月８日に障がい者施策推進協議会での議論を経て、部会の提言が知事に渡されております。大阪府では部会の提言を受けて、年度末のガイドライン策定、公表に向けて鋭意、事務局で作業に取り掛かっていただいているところです。

　そこで本日の議題ですが、まず第一に、大阪府における障がいを理由とする差別解消に向けた取組みについての意見照会結果についてです。提言にもありましたように、取組みを進めるにあたって、広く意見を聞くことが重要で、大阪府のほうでは事業者団体や障がい当事者団体等への意見照会を行っております。

　本日は、その意見照会の結果について、まず、事務局からご報告いただきます。もう一つ議題がございます。（仮称）大阪府障がい者差別解消ガイドライン（案）についてです。大阪府で作成されたガイドライン（案）を事務局から説明いただいて、今後、予定されている障がい者施策推進協議会やパブリックコメントに向けて、委員の皆様方からご意見を伺いたいと考えております。

　途中で１０分の休憩を挟み、午後１時の終了を予定しておりますので、皆様におかれましては、議事の進行にご協力いただきたいと思います。

　それでは、事務局から第一の議題についての説明をお願いいたします。

〇事務局

事務局でございます。それでは、私のほうから、資料に基づき説明させていただきます。まず、ガイドライン策定までのスケジュールですが、右肩に資料１と書いてある資料をご覧いただければと思います。これまでわれわれのほうは、１０月８日に大阪府のほうへ提言をいただいておりまして、その後、準備をして、昨年の１１月下旬から今年の１月の中旬まで、事業者団体、障がい当事者団体等、幅広くヒアリング、意見照会をさせていただきました。

そして、本日、１０回目の差別解消部会です。そのヒアリングの結果の報告とガイドラインの（案）について報告をし、意見をいただきたいと考えております。その後、２月１３日ですが、この部会の親会であります障がい者施策推進協議会でガイドラインの（案）について、ご報告をさせていただいて、ご意見をいただきたいと考えております。

　その後、府民意見の募集ということで、パブリックコメントと呼んでおりますが、約１カ月間実施をし、３月末までにガイドラインの策定、公表を終えたいと考えております。

　それでは、続きまして、右肩に資料２と書いております資料です。この差別解消に向けた取組みについて、幅広く意見照会をした結果についてご報告させていただきます。

まず、この意見照会の対象団体ですが、事業者団体、障がい者当事者団体合わせて、７３団体に対してヒアリング、意見照会を行ってまいりました。その照会内容につきましては、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供、それぞれについて差別となる場合、正当な理由、また、合理的配慮のほうでは、望ましい配慮、過度な負担、それからガイドラインの策定等、相談紛争の防止、解決の体制整備、啓発活動の推進、それ以外の意見という８項目について、意見をお聞きしたというところです。

　詳細につきましては、別紙として、各団体様からいただいた意見は、すべて掲載しておりますので、また、後ほどご覧いただければと思っておりますが、本日は、その７３団体からいただいた意見、その趣旨を踏まえてまとめたものとして、資料２に整理しておりますので、今回の資料２に基づきまして、説明をさせていただきます。

　それでは意見の概要ですが、点字版では３ページです。まず、事業者団体からの意見ということですが、概ね不当な差別的取扱いということについては、提言の記載にあるとおり、障がいを理由として正当な理由なく、障がい者に対してのサービスの提供を拒否したり制限したり不利な条件を付けることは、差別的取扱いに該当するという意見がございました。

　また、普段から障がい者の方と接して、信頼関係を構築しておれば、差別的取扱いは起こらないと考えるという意見もございました。

　続きまして、不当な差別的取扱いの正当な理由についてです。点字版では４ページになります。これについては、複数の事業者団体から、基本的には正当な理由はないものと考えるべきであるが、障がい者や他の利用者の安全、事業の内容、特性等から判断して、その取扱いがやむを得ない場合もあると考えるという意見が多数ございました。

　続いて、点字版は５ページになりますが、正当な理由については、個別具体的に検証する必要がある。正当な理由があると判断したときは、しっかりと説明を行うことが求められるという意見もございました。

　また、障がいの有無にかかわらず、可能な範囲を超える要望に対応することは難しい。また、医療の提供の際、治療上必要といった正当な理由については、障がいの有無にはかかわらないという意見が出ていたところです。

　続きまして、合理的配慮の提供ですが、望ましい配慮というところで意見を紹介させていただきます。点字版では資料６ページから８ページにかけてです。まず、事業の円滑な運営に支障のない範囲内において、それぞれの障がい者に応じたできる限りの配慮をすることが望ましいという意見、また、利用が可能、また、円滑になる手段が別途存在している場合には、利用者が負担になりすぎない範囲で、当該代替手段によりご利用いただくことを可能とすることという意見もいただいております。

　また、合理的配慮の考え方、これは新しい考え方であるということですので、事業者が求められるさまざまな配慮の内容、例えばどのような障がい者がいつ来られて、どのような配慮が求められるかということを、あらかじめすべて予見して提供することは困難であるという意見も出ております。

　また、できるだけ配慮を行いたいと考えているのだけれども、求められる配慮はさまざまであるため、配慮に当たっては障がい者等から具体的な内容を提示してほしいという意見がございます。

　また、究極的には、望ましい配慮というのは、障がい者と健常者の双方を対象とするものということで、例えば商店街での取組みということでは、自転車の通行を危ないので禁止する、このような意見が出ているところです。

また、その次の点字版では８ページの中程です。合理的配慮の過度な負担については、どのように考えるかという意見がございます。これについては、おおかた経済的な負担、物理的な負担、人的な負担ということで、そのようなところが（案）として考えられるということです。

　少し具体例を申しますと、基本的に接客要員、接客のスタッフを置いていないセルフ型の店舗、このようなところでは、客席側での対応や時間外勤務となる場合という例が書かれております。

また、このような経済的、物理的、人的な負担によって、対応できなかったり、対応できてもすぐにできなかったりする場合があるというところです。ただ、そのような場合でも、命に関わるような緊急時は除くという意見が出ているところです。

　続きまして、ガイドラインの策定に当たってというところで意見を聞いております。点字版は１０ページになります。この中で多く意見が出されているところですが、まず、判断のよりどころとなる考え方を示すことは重要であるが、最初から詳細な内容を記載するのは適当でないという意見、できる限り多くの具体例を示されたいけれども、他の事例に応用できる基本的な考え方を記載されたいという意見です。

　また、当事者間で考えるきっかけや話し合いを行う材料とするため、不当な差別的取扱い、正当な理由、望ましい合理的配慮の具体例を例示されたいという意見も多数ございました。

また、それぞれの事例をバランス良く記載することで、相互理解が進むようなわかりやすいガイドラインにしてほしいという意見と、また、医療のような特殊、専門的な分野では、できる限り具体的にして、理解してもらえるようにする必要があるといった意見が出ております。

　続きまして、相談・紛争の防止、解決の体制整備について意見を聞いた内容です。点字版では１１ページの中程から１３ページの中程にかけてです。各分野における既存の相談体制、例えば旅行業協会で行っている苦情相談や大阪府社会福祉協議会でサービス等にかかる苦情等に対応する運営適正化委員会というものがございますが、そのようなところとの連携や役割の整理が必要ではないかという意見、また、最初の相談窓口となる市町村等で適切な初動対応が望まれるのだと、この市町村等への指導助言を行う大阪府の役割というのは重要であるので、専門性のある人材の確保が求められるという意見が出ております。

　また、この相談員に関してですが、中立公正な体制整備が求められるということとあわせて、各分野の実情、特性に精通した専門家、例えば中小企業診断士であるとか、弁護士などの法曹関係者、医師等、医療関係者等の参画が求められる。このような意見が出ております。

　続きまして、啓発活動の推進についてのご意見です。点字版では１３ページ以降に当たります。こちらについては、障がい当事者、事業者を含めて、府民に対して地道、かつ丁寧な啓発活動に期待する。障害者差別解消法では、個人を対象としていないのだけれども、事業者も突き詰めれば個人であるので、府民向けの啓発活動が大事であると。このような意見も出ております。

　また、障がい理解を深めていくためには、障がい者に接して、その経験を積んでいくことが重要なのだという意見も出ております。

　また、具体例としては、わかりやすいガイドブックであるとか、従業員向けの事例集の作成、また、医療の場面で活用されている医療サポート絵カードというツールや具体的な対応例の普及啓発も必要だという意見、また、各分野の団体と連携した啓発活動の実施、事業者を対象とした説明会や講演会の開催が必要、このような意見が出ているところです。

　また、その他といたしまして、いろいろご意見をいただいておりまして、まず、差別解消の取組みを進めて安心・安全な空間をつくっていくということは、まち全体の活性化につながるのだということ。また、障がい特性は、具体的に説明するほうが理解を得られやすい。情報を共有できれば紛争を未然に防止したり解決できたりするのだと。今後は、障がい理解と個人情報の保護の関係も考えていくべきだということ。また、このような取組みについては、継続的な取組みを求めていくということ。また、ガイドラインの策定に際しては、例えば浴場などでは、衣服を着ないで利用する、そのような公衆浴場等の各種事業の特性に配慮を願いたいというようなご意見も出て、特に他の利用者の理解が重要で、経営者の大きな課題につながる。このような意見が出ているところでございます。

　続きまして、障がい当事者団体からいただいたご意見を紹介させていただきます。点字版では１６ページ以降に該当します。まず不当な差別的取扱いとなる場合は、どのようなことを考えるのかということですが、これについても提言にもありますように、障がいがあることを理由として、また、結果として障がいがあることを理由として、障がい者に対する対応や当人の行動について、区別、排除、制限を受けるなど、権利利益の侵害を受けるということ。また、障がいに対する無理解や偏見から、障がいがない場合に受け入れてくれるのに、障がいがあることが分かると無視されたり拒否されたりすること。このような意見が出ているところです。

　次、資料の５ページです。点字版では１７ページの中程ですが、話し合う機会を持ってもらえないことに強い差別を感じる。相手の言葉が理解できないうちにわからない、できないと判断されること。このようなことも差別と考えるという意見が出ております。

　また、障害者差別解消法では対象とされていない一般私人の行為であるとか、ネットへの書き込み等、このような障がい者に対する差別的な内容や誹謗中傷も、やはり対象となり得るのではないか。このような意見が出ているところです。

　続きまして、不当な差別的な取扱いで、正当な理由についてはどのように考えるのか。このような意見については、点字版では１８ページに当たりますが、当該取扱いが、個別具体的に目的が客観的で正当で、かつその取扱いが客観的にやむを得ないと認められる場合、法の目的である障がい者の権利擁護を図るため、個別限定的に解するべきという意見、また、企業や公共施設が最大限努力しても、財政面や対応する人手が捻出できない場合などが挙げられております。

　また、正当な理由については、その時点や場所でも変化し発展するものということで、これについては社会の成熟度によっても発展するものと考えられることから、現時点では正当な理由の提示は行わない、免除事例の公表は、差別の固定化につながるのだという意見も出ているところです。

　また、同じく正当な理由ということですが、当事者と相手方のそれぞれの主観論となって、個々の考え方によって差異が生じるので、これについては今後、双方の溝が埋まっていくように、継続した啓発を行うことが必要、このような意見が出されているところです。

　続きまして、合理的配慮について、望ましい配慮とは、どのようなことを考えるのかという意見についてですが、点字版では２０ページの中程から２１ページにかけてです。障がいのために必要かつ合理的な社会的障壁を除去するための配慮ということが望ましい配慮、障がいに対する配慮は介護が必要な老人や子どもへの配慮にもなり得るという意見も出ております。また、障がい者の特性を考慮した処遇が望ましい、合理的配慮についても、社会の成熟により発展していくものと考えられるという意見も出ているところです。

　続きまして、６ページです。点字版では２１ページの後半です。障がいが重く、かつ重複している場合、例えば難病患者など、必要な配慮は個々によって違うのだと。困っている場面でどのような配慮が必要か尋ねてほしいという意見、また、障がい当事者が何を伝えたいのか、たとえ時間がかかったとしても耳を傾けてほしい。このような意見が出されているところです。

　続きまして、合理的配慮で過度な負担についてですが、これについては、点字版では２２ページ以降です。合理的配慮をしないということは、法的義務であれ、努力義務であれ、差別であるということを前提として、過度な負担の判断に当たっては、当該事業者の状況と当該障がい者の求める配慮の内容や他の配慮方法の有無など個別具体的に考慮し、障がい者に対する社会的障壁の除去が図られるよう解されるべきという意見が多くございました。また、過度な負担についてはケースごとに判断しなければならない、一般社会での常識の範囲で、お互いに納得の上、提供されることが望ましい、また、この過度な負担の判断については、社会の進捗と発展の状況によって、その時々により、その判断は変化するのだと。このような意見が出されているところです。

　続きまして、ガイドラインの策定に当たってのご意見です。点字版では２４ページの中程からです。代表的な事例だけにして、問題点や対応例を記載するのならいい、ガイドラインが細かすぎるとルールブック化してしまうという意見、また、定期的に事例を収集して追加していくことで、作って終わりではなくて、継続性のあるガイドラインにする。正当事由と過重な負担については、その基本的な考え方を示して、個別具体的に客観的に判断すべきものであるので、例示する場合は慎重を期すべき、このような意見が出ているところです。また、この正当な理由の具体的な例示については、具体的な事例のない段階では記載してはならないと考える。このような意見も出ているところです。

続きまして、７ページです。相談紛争の防止・解決の体制整備です。点字版では２５ページの中程からです。提言に示された合議体としての組織を設置すべき、また、調査にかかる権限も確保していくことが必要、また、相談については、当事者が気軽に相談できること、どこへ相談すればよいのかを明確に周知することという意見も出ております。

　また、体制整備と同時並行で、条例の検討策定を進めていくべきという意見も出ているところです。また、この条例に絡めて、この実効性を確保するためにも、条例等により罰則を含めた対応が必要ではないか。このような意見も出されているところです。

　また、この紛争解決の体制整備に当たっては、専門性を有する人材というのは、障がい者問題と紛争解決にかかる専門性を備えたものを充てるという意見が出されているところです。

　続きまして、啓発活動の推進についてです。点字版では２７ページの下段からです。これについては、国全体での基本方針の原案が出されておりますが、そのようなものを含めて、総合的に効果的な啓発を重層的かつ積極的に行うべき、また、府民一般向けの啓発だけではなくて、個々の事業者に合理的な配慮の取組みを促す実効的な啓発が必要であるという意見も出ております。

　また、この啓発については、大阪府で啓発のための小冊子、リーフレット等ですが、このようなものを作って、関係者団体や障がい者団体、府民へ配布されたいという意見、また、知的障がい者等、障がいの特性に配慮した広報を実施されたいというところです。

　また、障がい者の思いがきちんと伝わるように、例えば体験談など、当事者や家族などをうまく活用して、広く理解を進めることを期待する。このような意見も出されているところです。

　また、事業者向けについては、業種別組合といった小さいエリアでの体験型の講習会を、きめ細かく実施していくことも必要ではないか。このような意見も出されております。

　また、盲ろうや発達障がい等、障がいの特性を理解してもらえるような啓発をされたい。このような意見も出されております。

　続きまして、資料の８ページです。点字版では３０ページ以降になります。それ以外にその他としての意見ですが、一般府民の理解等、合意が得られるように、障がい者問題というのは、高齢化に伴うリスクが大きな割合を占めている。このようなところ、すべての人の問題であることを訴えるべきという意見であるとか、このガイドライン、啓発も含めてですが、実効性のある取組みを進めるため、体制整備とあわせて、法的根拠となる条例を制定すべき、この条例をつくるということは、府民への意識づけでも大きな力となる。このような意見も出されております。

　また、どこまでが差別なのかの線引きというのは困難ですが、差別と認定されれば、罰則を設ける必要があるのではないか。このような意見とか、障がい者間の格差の是正など、障がい者の社会参加と平等を実現するため、行政の役割を積極的に果たすべきという意見、また、最後ですが、手話に関してですが、大阪府が音声言語と対等な言語として認知し、手話についての施策を推進するために、大阪府として、手話言語条例の制定も進められたい。このような意見も出されているところです。

　あと、残りの資料としては、７３の関係団体とヒアリング、意見照会をしたその様式とどこに意見を聞いたのかという事業者団体と障がい当事者団体の名称だけですが、一覧を付けておりますので、ご参照いただければと思っております。

　意見照会の結果については、以上でございます。

〇部会長

はい。ありがとうございます。それではただ今の説明につきまして、回答の内容は各団体の皆様からいただいたものですが、何か質問やご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

〇委員

１ページの主な回答の概要というところです。（１）の事業者団体等の中の不当な差別的取扱い、差別となる場合、ポツの二つ目の鉄道事業等では、法等によりとずっと書いております。一つはこのまとめ方として、ほかの部分も見ているのですが、一つの事業というのを、ずばりというのはないような感じなのです。概要となっていますので、この辺はどうかと思いますのと、この鉄道事業等の等というのは何を指すのかわからないですが、たぶんバス、タクシーではないかということを前提に、それ以下ですね、法等により定められた場合などにサービスの提供を行うものとなっており、不当な差別取扱いを行わないものと考える。これを見ましたらＪＲ西日本さんの意見なのです。ほかの私鉄とか大阪市交通局さん、バス、タクシーはこのような書き方をしていないので、絶対にないということはないのかと。少しこの辺の書き方を考えていただいて、鉄道事業だけを出すのか、全体的な輸送機関と書くのか、書いた割には最後の部分が少し合わないのではないか。その辺はどのように概要としてまとめられたのか、基本的なところは、どのようにされたのかお聞きしたいのです。

〇部会長

資料も情報公開の対象になるのです。そうしますと今の部分について、少し事務局よりご説明いただいて、修正が必要なのかどうか、ご意見をいただければと思います。

〇事務局

委員のおっしゃる趣旨、よく理解していますが、ここでいう鉄道事業等という等に何が含まれるのかということなのですが、ここはタクシーであるとか、私鉄の電鉄会社だけではなくて、よりサービスの提供に当たって厳しい条件、制約がある医療であるとか福祉の分野、また、飲食や公衆浴場であるとか、衛生面で非常に手続きをしっかりしていかなければいけないという分野を念頭において書いておりまして、ここで書いてありますのは鉄道事業者等と書いてありますが、医療、福祉や衛生上、特に配慮か必要な業界団体の方からも同じような意見が出ていましたので、それをまとめたという内容でございます。

〇部会長

この意見照会回答一覧で不当な差別的取扱いとなる場合というのは、どこの整理番号を特にピックアップして、この意見をまとめられているのですか。

〇事務局

１点お断りをさせていただきたいのですが、この主な回答の概要ということなのですが、内容によっては、個々の事業者団体から出された意見を少し要約したという部分もございますが、多数、同じようなご意見があった場合は、そこの趣旨を踏まえて伝わる意味というのは、変えない形でまとめておりますので、あまり１対１の対応ではないということを一点、そこはお断りをさせていただきたいと思います。

〇部会長

要約してまとめられたということですね。

〇事務局

はい。そのような理解でご承知おきいただければと考えております。

〇部会長

委員いかがですか。

〇委員

少し鉄道事業等の等はみなさんこれを読まれてどうかと。ほかの医療の分野も指しているのかどうかというのは、そこまで理解できないと思いますが、法に定めた事業を遂行する事業ですね、言わば、法で定めた部分については、法律に従ってやっているので、あまり差別はないという言い方なのですが、そこは本当にそうなのかというところもあります。

〇部会長

事業主側はこのように考えているという誤解を与えてしまうので、表現は事務局で要約されたものであれば、そのような誤解を招かないような要約の仕方が必要だというご主旨ですね。

〇委員

はい。そのような感じです。

〇事務局

そうしましたら、ご意見をいただきましたので、鉄道事業に限らないというところを出せるような形でほかの分野、例えば医療などでは非常に厳しい対応が求められるところですので、そのようなほかの分野も含めて例示するという形で、最終的に整理させていただきたいと思っております。

.

〇部会長

はい。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

〇委員

よろしいですか。

〇部会長

はい、どうぞ。お願いいたします。

〇委員

私は少しいつも思うのですが、障がい者と健常者、この健常者という言葉にいつも少し引っかかるのですが、どのような表現がいいのかいろいろ考えているのですが、何か障がい者と健常者は、何か異様な感じがしますので、ここらもう少し表現としてふさわしいものがないかどうか、少しお伺いしたいのです。

〇部会長

委員ご自身は、どのような表現がいいと思いますか。

〇委員

障がいが、あるなしのほうがいいのかと思います。障がい者はあるほうで健常者はない。

〇部会長

障がいのある者、ない者、障がい者も障がいのある者、ここで表れている健常者も障がいのない者で整理されたらいかがかということですが、事務局いかがでしょうか。健常な人というのは、最近とても少ない。

〇事務局

委員がおっしゃるとおりで、ここも言い訳になってしまいますが、先ほど個々の意見を要約したものということで説明させていただきました。ここはそのまま少し引用させていただいたということですが、ここは事務局として意見を要約したということで、そこは表現にこだわらず柔軟に対応させていただきますので、おっしゃるように障がいのない人、障がいのある人というような、その状態や個人の特性ではなくて、状態を表すという、このような表現で対応させていただきたいと思っております。

〇委員

はい。いいです。

〇部会長

はい。そのほかいかかでしょうか。よろしいでしょうか。事業者団体の方のご意見と障がい者団体の方のご意見で、共通する部分もいくつもあります。コンセンサスを得られる部分もあれば、少し両者の意見に隔たりがある部分などもあり、そこの隔たりを今後どのように埋めていくのかというところが、ガイドライン作成及びその施行に向けた一つの課題かと思っております。今後ともご意見をいただければと思います。

　それでは議題２に移ってよろしいでしょうか。大阪府障がい者差別解消ガイドライン（案）について、事務局より説明をいただきたいと思います。

〇事務局

はい。事務局より説明させていただきます。資料は右肩に資料３と書いております。タイトルは（仮称）大阪府障がい者差別解消ガイドライン（案）第１版と書いてあるものです。点字版では表紙に書いております。

　まず、最初にこのガイドラインですが、今回のガイドラインは、第１版と書いております。これについては、今後、改訂を前提にしているという意味でございます。まず、構成ですが、基本的な考え方を示しまして、そのあと分野ごとに具体的な事例を盛り込んでいくという構成になっておりまして、この事例については、今後、国の動向であるとか、相談事例の蓄積、このようなところを踏まえて、今後、充実していきたいと考えております。

　まず、この表紙はガイドラインの名称とこのガイドラインで伝えたい思いというものをメッセージにして表紙に盛り込んだものです。差別をなくするにはどうすればいいのか。大切なのは理解し合うこと、対話すること、立ち止まらずに、考えること、が必要ではないのか。このガイドラインは、そのきっかけを提供するものなのだと。障がい者への配慮のあるまちというのは、すべての人にとって暮らしやすいまちになるということと双方が共に生きる大阪の社会につながっていくのだという、そのようなところを目指していく。このようなメッセージが伝わればということで書いております。

　では、中身に移らせていただきます。まず、１ページを見ていただきまして、目次、このガイドラインの構成についてですが、点字版では目次と書いてある資料です。資料１から資料２にかけてです。まず、前半には、はじめにということと、何が差別なのかという説明、このガイドラインで登場する障がい者や事業者や府民とは、どのような方々を指すのか。このようなところで、まず、はじめに基本的な考え方を示しております。

そのあと後半になりますが、ガイドラインの対象分野として、ここでは６分野挙げておりますが、商品・サービス分野、福祉サービス分野、公共交通機関、住宅、教育、医療という、この６分野について、事例を盛り込んでいるという構成になっております。

　また、この構成の中の随所にコラムということで入れているのですが、これについては、障がい理解が進むようにという思いを、コラムとして随所に盛り込んでいるという構成になっております。

　続きまして、一枚めくっていただきまして３ページです。点字版では資料３の（１）というところです。こちらのはじめにというところでは、まず、ガイドラインの策定の背景としまして、まずは障害者差別解消法というものが成立したのだということ。また、大阪府内で差別解消に関する取組みについての現状と課題というところを記載しております。

これについては、この差別解消部会でずっと議論していまして、法律成立の背景でありますとか、今、大阪府で取組んでいる差別解消への取組み状況、また、それに際しての課題というものは、既にご承知いただいているかということで、少しここは省略させていただきたいと思いますが、ここで大事なことは、差別をなくして共生社会を実現していくために、具体的な内容をわかりやすく示していく。このようなことが大事であるというところです。

　続きまして、４ページのガイドラインの目的です。点字版では４ページの下段に当たります。このガイドラインの目的、まずは基本的な考え方や具体的な事例を、わかりやすく記載する。そして、府民の皆様の関心と理解を深めるため、これを目的としております。

この作成にあたりましては、国で今、基本方針の原案というものを出しておりますが、このようなことを参考に、差別についての基本的な考え方をよりわかりやすく示して、具体的な事例を盛り込んで、府民の皆様により具体的なイメージを持って理解していただくことを目指しております。

　差別の事例を見ても、障がいや障がい者に対する理解不足が原因、このようなことが原因と思われることが少なくないので、このような「知らないこと」、「わからないこと」を差別につなげないように、理解を深め差別を未然に防止する。このようなところを、このガイドラインの目的としております。このガイドラインというのは、「理解をし合う」、「対話をする」、「考える」、このようなきっかけを提供するものということです。

　最後に、このガイドラインの目的として５ページにまとめております。点字版は７ページです。この障がいを理由とする差別をなくす取組みを進めていくことは、誰もが暮らしやすい共生社会をつくっていくことになるということでまとめております。

　続きまして、このガイドラインの利用にあたっての留意事項を二つ掲げております。点字版では７ページの上段です。まずは、事例の参照上の留意事項ですが、このガイドラインに記載されている事例というのは、あくまでも例示で、この事例に記載されていないものは差別でないということではないということ。また、差別にあたるかどうかという判断については、個別事案ごとに判断する必要があるということを書いてあります。

　また、あわせて望ましい合理的配慮については、ここに載っている事例以外にも、合理的配慮に該当するものがあるということ。また、この合理的配慮というのは、障がいの特性や具体的な場面や状況に応じて異なる、多様で非常に個別性の高いものであるので、一律に必ず実施することを求めるものではないということを、留意事項として挙げております。

　もう一点の留意事項ですが、点字版では８ページの上段です。定期的な見直しをしますということを書いております。これについては、このガイドラインというのは、国の動向を含めまして、状況の変化に応じて適切に見直しをしていく。また、このガイドラインに記載している事例についても、実際の相談における対応事例を積み上げて、よりわかりやすいガイドラインとなるよう充実を図っていきますということで、留意事項として掲げております。

　次に、対応のポイントとして三つ掲げております。点字版では資料８ページの中程です。まず、望ましくない対応例として二つ掲げておりまして、何の説明や検討もなく対応しないということや、言わなくても察してほしいとか、何としてでもやってほしいという。一方的に相手方に対して求めていく、もしくはわからないと言って何も対応しない。このようなことは望ましくない事例であるということで、これについては、対応できない場合であっても、何ができるのか考えて、できない場合であっても、その理由を説明し理解を得ることに努められることが求められる。また、どうしてもやってほしいと一方的に言うのではなくて、まずは具体的に求められている内容を伝える。ここについては、正当な理由や過重な負担があり、対応できないということもありますが、そのようなことも理解するということが必要ですということで、ポイントをまとめております。

そのようなことで、望まれる対応例としては、話し合って何ができるのか、お互いに考えていくことが望ましい対応例ということで掲げております。一方的ではなく、お互いに双方で話し合い何ができるのか考えていくことが大事なのですということで、対応のポイントとして整理をしております。

続きまして、７ページです。障がいを理由とする差別とはということで、点字版では資料３の（２）です。ここについては、何が差別なのかということを二つに分けて整理をしております。不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供、この二つについて書いております。

　まず、一つ目の差別の類型として、不当な差別的取扱い。点字版では１ページの中段以降です。ここについては、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がい者の権利利益を侵害することという整理をしております。この基本的な考え方ですが、このサービスの提供にあたって、財やサービスや各種機会の提供を拒否することでありますとか、その提供にあたって場所や時間帯などを制限すること。また、障がいのない人に対しては、付けられない条件を付けるということ。このようなところが基本的な考え方として整理しております。

　また、その障がいの理由として、説明しているのですが、直接の障がいだけではなくて、障がいに関連する事由、例えば車いすであるとか補助犬、また、その他の支援器具の利用であるとか、介助者の付き添いなど、このような社会的不利を伴う手段の利用をする場合も含まれるということで説明しております。

　また、雇用率制度など障がい者を障がいのない人と比べて優遇をすること。また、合理的配慮の提供により障がいのない人と異なる取扱いをするようなことは、不当な差別的取扱いにはあたらないということ、また、あわせて必要な範囲でプライバシーに配慮しながら、障がい者に障がいの状況を確認すること、これも不当な差別にあたらないということで整理しております。

　続きまして、合理的配慮の不提供の説明です。点字版では３ページの上段です。これについては、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くため必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害することと整理しております。

　この基本的な考え方ですが、合理的配慮というのは、障がい者の特性や求められる具体的な場面や状況によって異なるため、そのような対応で個別性の高いものである。そうしたことから、代替手段の選択も含めて、当事者間の対話による相互理解というものを通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟な対応をされる必要がある。さらに合理的配慮の内容というのは、技術の進展や社会情勢の変化によっても変わっていくのだということで整理をしております。また、この合理的配慮の提供にあたっては、障がい者の性別や年齢や状況等に配慮する必要があるとまとめております。

　また、その合理的配慮については、事業や事務の目的・内容・機能に照らし合わせて、本来の業務に付随するものに限られるということ。また、障がいのない人と比べて、同等の機会の提供を受けるためのものであることから、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと、このようなことに留意する必要があると整理しております。

　また、意思の表明についてですが、これについては、手話を含む言語だけではなく、点字、拡大文字、筆談、実物の展示や身振り、触覚などのコミュニケーション手段、これは通訳によるものも含んでおりますが、このようなことにより行われるということを説明しております。

　また、この意思の表明については、障がい者本人の意思の表明が困難な場合には、障がい者の家族や介助者、支援者等、コミュニケーションを支援する人が、本人を補佐して行う意思の表明も含まれるということで説明しております。

　また、この合理的配慮を求める意思の表明がなかった場合についてはどうかということなのですが、これについては、合理的配慮の不提供にはあたらないと整理しておりますが、ただし、ここについては、どのような配慮が必要なのか明らかな場合には、そこは障がい者の方に話しかけ適切な配慮を提案するなど、自主的な配慮に努めることが望まれるということで、なお書きをしております。

　続きまして、行政機関と事業者において守らなければならないこととして、説明しております。点字版では５ページの中程になります。まず、不当な差別的取扱いについては、都道府県・市町村等の行政機関も事業者も共に禁止されているということで、してはいけないとなっております。一方で、合理的配慮については、行政機関は法的義務であるけれども、事業者においては合理的配慮の提供は努力義務であると。このように整理しております。その根拠となる規定として、その下に障害者差別解消法で該当する規定というものを、参考として挙げております。点字版では６ページの中程に書いておりますので、ご参考いただければと思います。

　続きまして、１０ページです。正当な理由と過重な負担についての説明を、ここでしております。点字版では８ページの中程です。ここについては、不当な差別的取扱いと正当な理由について説明をしておりますが、ここは府民の方や事業者の方に、よりわかりやすく説明できるようＱ＆Ａ形式で説明する工夫をしております。

　ここについては、何が不当な差別的な取扱いの正当な理由にあたるのかという説明をさせていただきます。ここについては、説明書きとしては、正当な理由が存在する場合、つまりサービスの提供の拒否等が客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつその目的に照らして、当該取扱いがやむを得ないと言える場合は、不当な差別的取扱いには該当しませんということで説明をしております。

また、この正当な理由の判断にあたってはというところの説明についても、ここもＱ＆Ａ形式で工夫をしているところで、この正当な理由の判断にあたっての説明書きをしております。点字版では９ページの中程から下段になります。

次のページでは、ここでどのようなことを伝えているのかということで、より詳しく書いておりますが、正当な理由かどうかの判断にあたっては、相手方、事業者等の主観的な判断に委ねられるのではなくて、そこが客観的な事実により裏付けられて、第三者の立場から見ても、それがやむを得ないと納得が得られるような、客観性を備えたものでなければいけないということで説明しております。また、その正当な理由と判断した場合にあっても、相手方は障がいのある方に対して、正当な理由を具体的に説明し、理解を得るよう努めることが求められるということで書いております。

　また、正当な理由については、どのようなことで判断するのかということで、少し例示をしておりますが、第三者等の権利利益ということで、安全の確保であるとか、財産の保全、事業の目的、内容、機能の維持、損害発生の防止、このようなことを、総合的、客観的に判断する必要があるということで、説明をここでしております。

　続きまして、合理的配慮の不提供と過重な負担についての説明です。点字版では１０ページの下段からになります。ここについては、合理的配慮の提供が求められた場合に、過重な負担が生じる場合は、合理的配慮の不提供にあたらないと説明しております。

ここでいう過重な負担の判断にあたってはということで、ここでもＱ＆Ａ方式で説明するという工夫をしておりますが、内容については、点字版では１１ページの中程になりますが、過重な負担かどうかの判断にあたっては、経済的、財政的なコストのほかに、業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。また、事業者の規模や専門性や技術水準、事業の本質的な内容を変更するようなものではないか、このようなことを考慮する必要があると説明をしております。

この過重な負担については、判断の内容としては、事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用負担の程度、事務・事業の規模や財政、財務の状況等の観点から、総合的、客観的に判断する必要があると説明をしております。

　ここについては、先ほど資料２のほうで事業者団体、障がい当事者団体から、このガイドラインに、どのように正当な理由、過重な負担についての内容を書くのかという意見も出ていたところですが、今、具体的には相談事例がないという時点では、個別事案ごとに判断する必要があるということですので、正当な理由や過重な負担の具体的な例示は行っておりません。今後、具体的な相談事案の集積と障がいを理由とする差別の対象について、社会全体、府民、事業者の認知度の状況に応じて、府民の皆様にとってよりわかりやすいガイドラインを作っていく。このようなところを目指して、正当な理由や過重な負担というものを、具体的に例示できるか検討してまいりたいと考えております。

　続きまして、留意事項として、個人の差別的行為についてということで、資料では１２ページ、点字版では１２ページの上段、中段にかけてです。ここについては、一般私人の行為について差別になるのかどうか。このような説明をしているのですが、ここもＱ＆Ａ方式で掲載するという工夫をしております。

　ここの説明ですが、事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論は差別解消法でも法による規制はなじまないと考えることから、対象とはされていないという説明をしているのですが、ただ、ここについては、しかしながらというところで、障がいや障がい者に対する個人の理解を深めるということが差別をなくすることにつながるということで、事業者も突き詰めれば、個人から構成され、個人の考え方はその事業に反映される、そのようなことからも、このガイドラインというのは、すべての府民の方を対象として作成しているということで、説明を加えさせていただいております。

　その下に参考として、差別に関する規定として障害者権利条約や障害者基本法の規定を引用しております。点字版では１３ページ、１４ページにかけてですので、後ほどご参照いただければと思っております。

続きまして、次のページです。ここのガイドラインで登場する障がい者や事業者、府民とはというところで説明をここでしております。点字版の資料では資料３の（３）にあたります。ここでは障がい者というところは、どのような方々を指すのかということで説明しております。

ここについては、障がい者というのは身体障がい、知的障がい、精神障がい、これは発達障がいも含まれておりますが、その他心身の機能に障がいがあるもので、障がいや社会的障壁により、継続的に日常生活、または社会生活の相当な制限を受ける状態にある人をいうということで整理をしております。これは障がい者手帳を持っていない方、また、１８歳未満の障がい児も対象であるということを意味しているということです。

また、この社会的障壁についても、少しわかりにくいかということで説明を加えておりまして、ここについては、障がい者にとって日常生活や社会生活を営む上で、支障となる社会におけるすべてのことを含むということで説明しております。参考に障害者差別解消法で、その辺りの規定がございますので、参考に掲げております。

続いて、事業者についての説明です。点字版では２ページの下段です。ここでいう事業者とは、商業その他の事業を行うもので、個人か法人、団体か、営利目的か非営利目的かを問わずに、同種の行為を反復継続する意思を持って行う者をいいます。ですので、事業者には個人事業主、社会福祉法人や特定非営利活動法人も含まれるという説明をしております。これについても障害者差別解消法で該当する規定の部分を掲載しておりますので、また、ご参考いただければと思います。

続きまして、府民についての説明です。点字版では３ページの下段です。このガイドラインでは、府民とは、府内に住み働き学ぶすべての人、府内にある事業所、法人や団体のことをいうことですので、府民には障がいのある人や障がいのない人も事業者も含むということで整理をしております。

その下にお願いということで書いておりますが、府民の方、障がいのない人や事業者の皆さん、障がい者の方々にとってお願いということで、伝えたい内容をまとめております。点字版では４ページの上段です。資料では１４ページ、１５ページにかけてです。まず、すべての府民の皆様へということで、大阪府には多くの障がい者の方が生活しているということで、現在、障がいのない人も病気や事故、高齢化によって日常生活や社会生活で不便を感じ、さまざまな配慮を必要とするということが考えられる。そのようなことから、障がいの問題というのは、すべての人が自らのこと、社会のこととして捉える必要があるということですので、このガイドラインも障がい者やその家族、支援者だけのものだけではなく、府民全体で障がいを理由とする差別をなくすことを考えていくために、策定しているのだということで、府民の皆様へ伝えているところです。

続きまして、障がいのない人や事業者の皆様へということです。点字版では５ページの中程です。ここについては、障がい者と一口に言っても、その特性や程度はさまざまであるということで、そこにつきましては、なかでも内部障がいのある方や、精神障がいの方、発達障がいの方も含みますが、外観からではわかりにくい傾向がある。そのような障がいの特性や程度に応じて、求められる範囲も内容もさまざまであるということから、まずは、何かお伝えをしましょうかとお声かけをくださいということで、事業者の皆様にお願いしているところです。

最後に、障がい者の皆様へということで、点字版では６ページの上段ですが、障がいのある方に対して求めている配慮の内容を、具体的に伝えていくということが必要ですということで、特に障がいのない人や事業者から何かお声がけがあった場合には、相手方の知りたい、わかり合いたいという思いに答えていくということが望まれますということで、知らないこと、わからないということを、障がいを理由とする差別につなげないためにも、障がい者のほうから積極的な情報発信をお願いしますということで、障がいのある方からも正しくどのようにしてほしいのかということを、伝えていくということが大事ですということで、お願いしているところです。

資料ではその下に、社会モデルの考え方ということで、少し説明を加えております。点字版では６ページの下段です。社会モデルというのは、非常になかなかわかりづらい考え方でありますので、ここでより理解が進めばということで説明をしております。ここでは、障がい者が、日常生活や社会の中で不便に感じるのは、その人に障がいがあるからではなくて、不便を生み出しているのは社会の側であり、その問題の解決のためには、社会が変わらなければならないとする考え方が、社会モデルの考え方だということで説明書きを加えております。

ここまでは、このガイドラインの基本的な考えということで、そのガイドラインの目的であるとか、ガイドラインで示す差別の内容、不当な差別的取扱いと合理的配慮の考え方、ガイドラインの対象となる方々の説明を詳しくしております。

続いて、ガイドラインの対象分野ということで、具体的な事例を交えて記載しています。資料では１６ページ以降、点字版ではガイドラインの対象分野として、資料３の（４）です。まず、ガイドラインの対象分野ですが、６つの分野ごとに整理しております。商品・サービスの分野、福祉サービスの分野、公共交通機関、住宅、教育、医療、この６分野について整理をしております。

一枚めくっていただきまして、１７ページ、１８ページです。それぞれ商品・サービスなどの分野の説明を加えておりますが、点字版では２ページ、３ページにかかるところです。ただ、ここも６つの分野については、府民生活のすべてをまかなっているのかと言えば、そうではありませんので、例えば複数の分野にまたがるということもありますので、あくまでも具体的にイメージをしていただければということで設定しているところです。

ここで少し事務局から説明をさらにさせていただきたいところですが、これまで差別解消部会で検討していたのは８分野ということで、ここでいう６分野に加えて、雇用の分野と情報・コミュニケーションの分野というところで、議論を深めてきたところですが、まず、雇用の分野については、障害者差別解消法ではなくて、障がい者の雇用を促進するための、いわゆる障害者雇用促進法と呼んでおりますが、この法律で別途、措置というのは定められるということですので、このガイドラインで対象にしない。ですからこの雇用分野における禁止される差別や合理的配慮の主な具体例については、国のほうから差別の禁止、合理的配慮の指針というものが、今後、出されるということですので、そちらをご参照くださいということで、ここの説明書きにも書いております。

また、もう一つの分野、情報・コミュニケーションの分野ですが、これについては、このガイドラインで示す６分野、それぞれの分野について、情報・コミュニケーションへの配慮ということで盛り込んでおりますので、この６分野にわたって盛り込まれているのだという理解でご了解いただければと思っております。

では、具体的にそれぞれ６分野の内容について、説明させていただきますが、資料の１９ページ、２０ページにコラムということで盛り込んでおります。点字版では資料３の（５）です。ここではコラムとして、心の輪を広げる体験作文をご紹介しております。これは大阪府で障がいに対する府民の皆様の理解の促進を図るために、体験作文を広く募集しておりまして、今年度の小学生部門の最優秀作品をここでご紹介しております。時間の都合もございますので、詳細の説明はいたしませんが、ここで一番大事なところだけ少し説明させていただきますと。この作文の中で「みんなちがう。それでいい。」という一文がございます。この文字で言いますとわずか１１文字ですが、この言葉に差別のないみんなが生きる社会への思いが凝縮されているのではないかということでご紹介させていただいております。このようなところで障がいへの理解が進むきっかけとなればということで、コラムをここで盛り込んでおります。また、後ほどお時間があればご参照いただければと思います。

では、具体的に分野ごとに説明させていただきます。まず、商品・サービスの分野です。点字版では資料３の（６）です。このガイドラインでは６分野ございますが、その６分野、それぞれ同じような構成で、何が差別にあたるのかという、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供として望ましい事例も踏まえて構成しております。事例については、部会で検討されたものに、この７３団体、ヒアリングや意見照会をしたその内容を、少し意見等を加味しまして再整理したものを、ここで記載させていただいております。

〇委員

少しすみません。

〇事務局

はい。

〇委員

せっかくの説明のところで申し訳ないのですが、これまでの意見を全部含めてとなりますと、非常に膨大な量になりまして、ここの商品・サービス分野のガイドラインの具体的な内容に入るというところまでで１回切って、意見を言わせていただくわけにはいきませんか。

〇部会長

よろしいでしょうか。

〇事務局

はい。結構でございます。

失礼いたしました。

〇部会長

そうですね。一通り話をいただいて、休憩時間を取らせていただき、その上で皆様からご意見をいただきたいと思っておりましたが、いかがいたしましょうか。

〇委員

それならそれで私はいいです。ただ、それではなかなか点字を読みながらですのでついて行けないということで、皆さんがそのようにするというのであればそれで結構です。

〇部会長

そうしましたら、休憩時間は適宜取らせていただくということで、商品・サービスの分野の説明が終わったところで。

〇事務局

その前に基本的な考え方の前半で、説明させていただいておりますので、その部分、今、説明を終えた時点での内容でご意見をいただければと思います。

〇部会長

そうしましたら、個別分野に行くまでに、今までご説明いただいた基本的な考え方について、まず、ご意見を頂戴できますでしょうか。いかがでしょうか。お願いいたします。

〇委員

よろしくお願いいたします。全般的に見せていただいて、今のお話も聞きまして、かなりよく考えていただいていると思います。特に参考のところで、今、おっしゃっていた社会モデルの考え方とかいうものも入っております。ただ、そのようなことであれば、１２ページのところなのですが、私人間の問題です。個人の差別的行為ということで、差別解消法に私人間を入れてないというのはよくわかりますが、しかしながらということで入れていただいていますが、もう少しこれを一歩進めて、私人間であっても差別は絶対に許されないものだとはっきり書いて、例えば今、委員提出資料のところですが、少しこれを見せていただいて、最初の３のところにありますように、挿入例としては、しかし、個人による行為であっても、障がい者差別をしてはならないことは当然のことですという。このような文言を入れたほうがよりはっきりするのではないかと思っております。あくまでも差別解消のガイドラインではありますが、全般的なものを考えるのであれば、このような感じで入れたほうがよいのではないかと思います。以上です。

〇部会長

はい。ガイドラインはすべての府民の皆様を対象としてというのは、普及啓発の対象にしてという趣旨なのでしょうね。

〇事務局

その前に、委員からの提出資料ということで、お配りさせていただいておりますが、少し内容について、まず、ご紹介させていただいたほうが、先ほどの委員のご発言がより明確になるのかと思いますので、少し時間をいただいて、本日、出された委員提出資料の内容を事務局から読み上げさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〇部会長

はい。よろしいでしょうか。はい。認めます。

〇事務局

はい。それでは、委員の提出資料を読み上げさせていただきます。大阪府障がい者差別解消ガイドライン第１版（案）への意見について、まず、内容から説明させていただきます。

（１）ガイドラインの目的、表紙及び４ページ目から７行目、点字版では表紙及び資料３の（１）の６ページに該当する部分です。原案については理解する、対話する、考える。これの変更（案）として、考える、理解する、対話する。順番を変えておりますが、理由として、障がい者差別は関係ないと思わないで、まず、考えて、障がいが私たちの社会の障壁であることを理解して、改善のために対話するためのガイドであるという順番のほうがわかりやすいと思います。

（２）対応のポイント、資料５ページの下から６行目です。点字版では資料３（１）の８ページの下から７行目になります。挿入例、障がい者差別を解消していくための取組みを進めるには、次のことがポイントになりますと挿入すること。理由としては、なぜポイントが３点挙げられているのか説明を補足するためです。

（３）留意事項、個人の差別的行為について、資料１２ページの６行目です。点字版では資料３（２）の１２ページの下から５行目になります。挿入例、しかし、個人による行為であっても、障がい者差別をしてはならないことは当然のことです。理由として、障害者差別解消法では、個人による差別行為が許されているという誤解を受けないよう、個人による行為であっても、障がい者差別は許されないことを明示するためです。先ほど委員がご紹介いただいたものは、この部分に当たります。

（４）留意事項、個人の差別的行為について、資料１２ページの１２行目です。点字版では同じく資料３（２）の１３ページの上から８行目になります。挿入例、なお、個人の行為による差別は、障がいに対する理解を深めるための教育や啓発を進めることが大切です。また、差別等による悩みについては、身近な相談窓口に相談し、アドバイスを受けたり支援を受けたりできます。理由、個人による障がい者差別をどのようにすればよいかについて、案内ガイドするためであります。これがなければ差別を受けても、どのようにすればよいのかわからないままになります。

今回、委員にご発言いただいた内容は、この部分でございますので、一旦、ここでご紹介を終えたいと思います。

〇部会長

はい。ありがとうございます。これについて、今、委員のご提案について、事務局は基本的に賛成であると受け止めてよろしいのでしょうか。

〇事務局

基本的には、私人間の行為であっても、障がいを理由とする差別というのは、決して許されるものではないという思いは事務局としても同じ思いでございます。ですから、本日いただいた意見、このあと広く府民の方にパブリックコメントという形で意見をいただきますので、そのようなところを踏まえまして、最終的にこのガイドラインのほうに反映させていただきたいと考えております。

〇部会長

はい。ありがとうございます。啓発の対象とするのか、一歩踏み込んで相談窓口で相談まで対応するのかというところまで、少しご検討いただければと思います。はい。そのほかご意見ございませんでしょうか。はい。お願いいたします。

〇委員

７ページの基本的な考え方、サービスの提供を拒否するとは、財・サービスや各種機会の提供を拒否することについて、この財・サービスというのは、意味は何ですか。

〇部会長

はい。事務局お願いいたします。

〇事務局

ここの７ページ、点字版では資料３（２）の１ページの中下段にあたります。財やサービスや各種機会の提供を拒否すること。非常にわかりにくい表現かと思っておりまして、ここについては、今現在、国のほうで政府全体の方針として示す基本方針、これの原案の内容の記載を引用しているところでして、ここの財というのは、どのようなことを指すのかということですが、一般的には消費財というところで使われるところですので、広くサービス全般というイメージで捉えていただければと考えております。

〇委員

　よくわからない。

〇部会長

おそらく、わかりにくいというご趣旨の発言だと思います。ご検討いただければ。

〇事務局

この表現については、また、さまざまな意見を踏まえまして、検討させていただきます。

〇部会長

はい。そのほかございませんか。順にご発言いただきたいと思います。

〇委員

１４ページの下段の辺りです。

〇事務局

点字版では（３）の４ページです。

〇委員

一口に障がい者と言っても、いろいろな方がいらっしゃいます。そのような説明がありますが、次のところ１５ページの、中でも内部障がいのある人、また、精神障がい等に関しては外見だけではわかりづらいという文章がございます。特に私のことだけと捉えられると困るのですが、ここに聴覚障がい者も入れてほしいと思います。例えば道を歩いているときに、ほかの方とすれ違う。その方が声で挨拶をしても私は聞こえません。聴覚障がいの方は聞こえないので、そのまま素通りしますと、挨拶をしているのに返事もない、失礼だということで、誤解を受けることが多いです。それで、いろいろな方と会って、私は聞こえないのだということが分かれば、そこから差別がいけないという話につながっていくのではないかと思います。

また、聴覚・精神障がい者のような外見だけではわかりにくい障がい、実際に会って話をしてわかるまで、例えば声を掛けても返事がない。このような場合は、もしかすればこうなのかとか、精神障がい者の方とか気づくような、啓発のものをお願いしたいと思います。例えば夜、聞こえない方が、自転車に乗って警官とすれ違うこともあります。たまたま自転車に乗ってライトがなかった。警察から声を掛けられます。わからないのでそのまま乗り過ごしてしまいます。それで捕まってしまったという事例もございます。例えなのですが。この場合には聴覚障がい者も含めて、外見だけではわかりづらい障がいを持っている人はどうなのか。その辺りを書いていただきたいと思います。一言で障がいがあると言っても、なかなか皆さんはそれが分かっていただけるような、啓発できるような中身にしていただきたいと思います。例えば目の見えない方、盲の方とか、肢体障がいの方、見ただけで分かる。それはそれでいろいろなことがあると思いますが、外見だけではわかりづらい方のことをもっと、そこに聴覚障がいを含めお願いいたします。

〇部会長

よろしいでしょうか。ご意見が、もしありましたら。

〇委員

もう少しお願いします。

〇部会長

続けてください。

〇委員

あとは情報・コミュニケーションのところで、６分野に省いてというところがありましたが、あとで説明させていただきます。

〇部会長

はい。今のご発言について、事務局より、ご説明ありますでしょうか。

〇事務局

委員のご指摘はもっともでございますので、対応させていただきます。

〇部会長

はい。それでは続きまして、お願いいたします。

〇委員

まず、今の委員の発言の中ですが、視覚障がい者でも５級や６級の場合は見てわからない人はいくらでもおりますので、その点はご理解ください。それと、この意見書で出してきている、考えますと理解と対話のこの順序をどのようにするのか。先に議論をされたらいかがかと思います。

もう一つは、この障害者差別解消法で言うところの障がい者と言うのは、障がい者手帳なり療育手帳、あるいは、精神保健福祉手帳を所持していない者も対象となる。何となく考えるといいことですが、では、それは誰がその人たちも社会生活をしていく上で不都合を持っているのか、どのようにして判断するのでしょうか。この点についてご説明いただきたい。以上です。

〇部会長

はい。今の二点につきまして、事務局よりご回答いただけますでしょうか。

〇事務局

はい。まず、委員の一点目、意見書の意見でもありますように、理解する、対話する、考える。ここの順序を少し変えてみてはどうかという意見ですが、ここについては、事務局の意見と言いますか、思いというのは、理解する、対話する、考える。ここの順番、われわれとしては一番、目的と言いますか、一番何が必要なのかというところで、まずは理解をするというところが本当に大事なのかと。それにつなげていくために、対話するという手段と考えるという行動は伴っていく必要なのだという思いで、理解する、対話する、そして、まずは最初に考えるといった並びで、すべて大事なのですが、一番目標とするところ、ここを一番最初に並べているという思いで、事務局では整理をさせていただいております。

〇部会長

はい。ありがとうございます。今の事務局の回答についていかがでしょうか。委員のご提案では少しディスカッションしたほうがいいのではないかということで、いかがでしょう。

〇委員

私は初めてこれを見せていただいたときに、意見書が指摘するまで、これが順番だとは捉えていなかったのです。この三つが対等に考えるべきものだと捉えたのです。意見書が、このように順序がこうだということで、実行していく上での順番かと考えたのですが、実行していく順番とするならば、限りなく議論が続くと思います。

　それで今、事務局が説明された、考えることが行動なのだと言いますが、違うと思います。考えるというのは、あくまでも頭の中の作業であり、それ自体は行動ではないです。だから行動を入れるのであれば、もう一つ入れればいいのです。四つにすればいいのです。考える、行動するということであり、だからどのようにしますか。これは、私は三つが理解も対話することも考えることも同じように大事だと捉えたのですが、意見書は順序をつけてきた。その順序を逆にすればどうかということなのですが、これは委員の皆さんよく考えたほうがいいかと思います。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。事務局のほうで改めてご意見を庁内でもどのように表現すればいいのかご検討いただければと思いますが。

〇事務局

本日、委員から出た意見、また、これからも幅広く意見をいただく予定でおりますので、そのようなところも含めて、柔軟に検討させていただきたいと考えております。

〇部会長

ガイドラインの基本が、まず、啓発、理解というところからはじめましょうということであり、ガイドラインを受け止めていただいて、事業者以外の府民の皆様に、この考え方を社会モデルも含めて理解していただいて、そして、障がいのある方々が困っておられるときに、あるいは差別を訴えられているときに、そのお話をきちんと受け止めて対話をして、どうするべきか考え行動するところまで、このガイドラインは求めているように思います。

　そこも踏まえて、順番をあえて付けるのか。キーワードをもう一つ増やすのか。最終的にガイドラインを取りまとめるまで、ご検討いただければと思います。

そのほか続きまして、委員いかがでしょうか。ここで休憩を取らせていただきたいと思いますが。

〇委員

私が言いました、その障がいというものの範囲、それが手帳を持っていない人の判断をどのようにするのか説明してもらってください。

〇部会長

はい。少しお待ちください。

〇事務局

障がい者の捉え方ということで、１３ページです。点字版では資料３（３）の１ページで説明しております。ここは、身体、知的、精神、その他、心身の機能の障がいがある人で、障がいや社会的障壁なり継続的に日常生活、または社会生活が相当な制限を受ける状態にあるということで説明しておりますが、ここは障害者差別解消法、障害者基本法、共に障がいというのは、このようなことだと捉えているのですが、委員がおっしゃるように、誰がどのように判断するのかというところですが、これについては、趣旨としましては、障がい者手帳を持っている方だけではなくて、現に日常生活、社会生活に相当な制限を継続的に受けているという状態にある方も、当然、対象になるのだという趣旨でありまして、その判断は、どこまでならどうなのかというところは、個別の判断というところに、今現状では、少し苦しいお答えではありますが、そのように、われわれ事務局としては考えております。

〇部会長

そのケースバイケースの判断というのは、別に医師の診断書によって判断するものではなくて、社会モデルですから、最終的には社会常識に照らしてということを、大阪府の紛争の調整のプロセスで、考え方を示していくということになるのでしょうか。

〇事務局

ここは明確にお答えできないのは、事務局としてもわかっているところですが、部会長がおっしゃるとおり、いわゆる社会的障壁というものを、どのように捉えるのかということと、その個々の状況に置かれている方々を、どのようにわれわれとして受け止めていくのかというところを、さまざまな要素を勘案しながら、決して医師の診断書が有るか無いかという、そのようなものだけではないという思いで、現時点では考えております。

〇部会長

委員のご発言は、これに関してということですか。

〇委員

そうです。

〇部会長

では、補足してご発言ください。

〇委員

はい。すみません、今のことと、それと先ほどの、理解する、対話する、考えることにも関連してくるのですが、あくまでガイドラインというのは、ガイドラインの目的そのものは周知ということもあるのです。もちろんガイドラインができたから、これですべていいということにはならないので、今の障がいの範囲について、誰が判断するのかとか、紛争をどのようにするのかということについては、このガイドラインだけでは解決できる問題ではないので、そのためには何が必要なのかということも、少しどこかに書いていただければいいのではないかと思います。例えば条例が必要だとか、そのようなことを書いていただけると、そのような疑問に答えられるのではないかと思います。

〇部会長

はい。委員お願いいたします。

〇委員

私も先ほどの意見書の理解し合う、対話する、考えるというところが、少し気になると思いましたが、委員も言われましたので、ほぼ同じ内容になると思いますが、この三つは関係ある。２行上の文章から対話し理解し合うだけにこのガイドラインをご活用くださいと。ここからスタートすればガイドラインはという、このガイドラインについて理解してくださいという意味合いで書かれているのであれば、この順序で、別に何ら問題はないのではないかと思います。意見書の言われる内容は、障がいのある方との接し方という意味では、確かにこのような形になると思いますが、前後の文章関係から、もう一度事務局にご検討いただければと思います。以上でございます。

〇部会長

はい。ありがとうございます。それではちょうど切りのいい時間でございますので、休憩時間が終わったあと、この全体の部分をもう少しご意見を頂戴して、あと個別に入っていきたいと思います。それでは１０分間の休憩を取らせていただきますので、開始は１１時５０分ということでよろしいでしょうか。はい。よろしくお願いいたします。

　＜１０分間の休憩＞

〇部会長

それでは、お時間がまいりましたので、審議を再開させていただきます。このあと、さらに前半部分の事務局説明について、ご意見を頂戴した上、そのあと各分野ごとの説明を一括してさせていただき、改めてご意見を頂戴したいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。それでは、ご意見ございませんでしょうか。はい。委員お願いいたします。

〇委員

１７ページなのですが、ここのところの商品・サービス分野、福祉サービス分野、公共交通機関分野と、ずっと続いているのですが、商品・サービスのところだけが、障がい者にと書いてあるのです。これを府民の人にお知らせすることが目的かと思いますので、障がい者が商品を購入したり、サービスを受ける場合とかにしたほうが、主語が統一できていいのかと思いました。

〇部会長

はい。いかがでしょう。

〇事務局

委員のおっしゃるとおりでございまして、障がい者の方が主体なのか客体なのか、ここは非常に大事なところですので、ご指摘のとおり障がい者の方が主体的に行動している状況を表すということで「が」に変えさせていただきます。そのために少し動詞も変更しますが、そこは整理をさせていただきます。

〇部会長

はい。ありがとうございます。そのほか、はい。

〇委員

今の項目に絡めてなのですが、１２ページの個人の差別的行為についての四角の下の、しかしながらの５行ぐらいの文章があります。その真ん中辺に、障がい者がサービスを利用する際には、同じサービスを利用する。他の利用者の理解が不可欠でありという文なのですが、少し言葉が足りないのではないかと思いまして、その障がい者の方がサービスを使う場合は、他の方の理解があろうがなかろうが、サービスを使う主体として使えるわけですが、快適にとか、・・・とか、何かそのようなサービスを使うためには、理解が必要なのではないかと思います。少し言葉が足りないのかと思います。

　それとこれは私の感性もあり、皆さんはどうなのかわからないですが、５ページ、６ページで、対応のポイントに、わかりやすく図で示していただいて、望ましい対応とか、望ましくない対応例を書いていただいていますが、望まれる対応は「〇」でいいかと思いますが、望ましくない対応例に｢✕｣という形で表現、わかりやすく示されているのですが、全般的に個人の多様性とか、個別性を非常に重視し、みんなそれぞれ違っていいのではないかというなかで、表現の仕方として｢✕｣ですというのは、少し違うのかという気がしますので、その辺も少し表現の工夫をされたほうがいいのではないかと思います。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。ご意見いかがでしょうか。ご回答いただければと思います。

〇事務局

先ほどおっしゃられた委員の意見、事務局としても受け止めまして、柔軟に対応させていただきます。

〇部会長

障がい者がサービスを利用するときには、他の利用者の理解がなければ使えないのかというように読み取られることがありますので、そこは少し事務の訂正をお願いします。｢✕｣、｢〇｣のところも、少し工夫していただければと思います。そのほかいかがでしょうか。個別分野の説明に移らせていただいてよろしいでしょうか。

はい。それでは前半部分のご意見は、ここで一旦、終了させていただいて、残りの部分を一括して説明していただきたいと思います。１０分ぐらいで、説明は可能でしょうか。

〇事務局

はい。それでは、引き続き商品・サービス、個別の６分野について、説明をさせていただきます。あわせてガイドラインの内容の説明と、続いて委員から出されている資料の該当部分、ガイドラインの対象分野についてのご意見もいただいておりますので、そこについてもあわせて読み上げさせていただきます。

それでは資料の２１ページです。点字版では、資料３の（６）です。ここについては、先ほど説明した繰り返しになりますが、６分野、商品・サービスの分野、福祉サービスの分野、公共交通機関、住宅、教育、医療、この６分野について、それぞれ同じ構成でつくっております。具体的には不当な差別的取扱いの説明、それに対する事例、合理的配慮の不提供とその事例、合理的配慮の説明と望ましい合理的配慮の事例、参考に大阪府などで取組んでいる事業というもので、わかりやすく示せるものがあれば、そこを示している。このような構成になっております。

それでは、商品・サービスの分野です。これについては点字版では１ページです。不当な差別的取扱い、ここでは障がいを理由として、正当な理由なく、商品の販売、もしくはサービスの提供を拒み、もしくは制限し、または、これらに条件を付けること。

その下です。点字版では１ページの中程です。不当な差別的取扱いとなり得る事例として、これについては差別解消法で、いろいろご検討いただいた事例、これに事業者団体、障がい当事者団体からのヒアリング、意見照会、この結果を加味しまして、整理させていただいたものを書いております。なお書きではありますが、この事例というのは、あくまでも例示で、これに限定されたものではないということと、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものもあるということで、注釈を加えております。

その下です。合理的配慮の不提供であります。点字版では２ページの中程です。説明書きとしては、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために、必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害することと整理をしております。

望ましい合理的配慮の事例について、２２ページです。点字版では２ページの下段から３ページの上段にかけてです。コミュニケーション、案内、情報提供に関することということで、情報コミュニケーションに関する配慮というものを、このような形で、項目出しをしているところです。それ以外にも、その他ということで、さまざまな事業者の方が現に工夫をされている内容を書いております。

これについても、繰り返しになりますが、上記の一例はあくまでも例示であり、これに限定されたものではないということと、求められた場合に無制限の負担を求めるものではなくて、過重な負担を求められた場合は、合理的配慮の不提供に該当しないということで、説明書きをしております。

その下に参考として、大阪府で行っている駐車区画利用証制度の説明を記載しております。障がいのある方が駐車スペースを止めやすくするということで、大阪府が取組んでいる制度を紹介させていただいております。点字版では３ページの下段から６ページにかけて書いておりますので、また、ご参考にしていただければと思っております。

続きまして、福祉サービスの分野についてです。点字版では資料３の（７）です。これについても、構成については、同様に整理させていただいております。事例についても、この部会のほうでご検討いただいたものを、内容を少し改めて記載しているものです。また、内容についてもご覧いただければと思っております。

続いて、２５ページの公共交通機関の分野です。点字版では資料３の（８）です。これについても構成のほうは同じで、事例についても、これまでご議論していただいた事例をベースに、少し修正を加えているものです。

次の２６ページです。参考として、実際の取組み例を紹介させていただいております。点字版では３ページの中程です。これは鉄道で車いすを利用されている方が、電車を乗り降りしやすいように、駅員が介助用のスロープを使っているという内容を、取組み例として掲げております。

続きまして、２７ページです。住宅の分野です。点字版では資料３の（９）です。これについても構成のほうは同じです。事例についても、部会のほうでご検討いただいた内容を中心に掲載しております。

２８ページの最後のところに参考として、大阪府での取組みを紹介させていただいております。点字版の資料では３ページの中程から４ページにかけてです。これについては、高齢者や障がい者や外国人世帯の方の入居に不安を感じておられる家主や不動産の事業者の方に、アドバイスというものをＱ＆Ａ方式で紹介しているアドバイスの情報冊子を大阪府でつくって活用しておりまして、それの内容について、ここでご紹介させていただいております。

続きまして、２９ページの教育分野です。点字版では資料３の（１０）です。これについても不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供、それに伴う事例、これについて、この部会でいただいた内容を中心に盛り込ませていただいております。

続きまして、３１ページです。ここではコラムを盛り込ませていただいております。点字版では資料３の（１１）です。大阪ふれあいキャンペーンをここでご紹介しております。これについては、大阪ふれあいキャンペーンとして、障がい者団体や地域福祉団体、行政が連携をして、府民の障がい理解を深める取組みとして、主に三つの取組みを行っているということで、ご紹介させていただいております。

具体的に言いますと大阪府ふれあいおりがみとして、障がいについて基本的な事柄を学ぶために、わかりやすく大阪府内の小学３年生全員にこのようなおりがみを配布しながら、障がい理解を深めるための取組みをしていること。その発展系として、大阪ふれあいすごろくというものも作っておりまして、このふれあいおりがみで習ってわかったようなことを、さらにすごろくというところで、理解を深めていただくというものも作っております。

　また、障がい者週間のポスター、これは障がい者週間、毎年１２月３日から９日に、障がい理解を深めるためのポスターを掲示しておりまして、ご覧いただいている方も多いと思いますが、このような取組みを進めているというコラムの紹介です。

　続きまして、３２ページの医療の分野です。点字版では資料３の（１２）です。これについても、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供の事例について、部会で検討していただいた内容を中心に盛り込ませていただいております。

　また、３３、３４ページです。点字版では資料４ページから６ページにかけてですが、実際の取組み例として、ご紹介させていただいております。病院内で視覚障がい者の方にも聴覚障がい者の方にも、わかるように配慮しているところであるとか、重要情報であれば、それを文字で表示したりとか、補聴器の準備をしている。このような取組みが院内で行われている例、また、実際の医療の現場で支援ツールとして医療サポート絵カードを使われている。このようなところもご紹介させていただいております。

　さらに医療機関等における障害者配慮ガイドブックというものも大阪府ではつくっておりまして、このようなものも活用していることを、ここでご紹介させていただいております。

　最後にコラムとして、ご紹介させていただいておりますが、点字版では資料３の（１３）です。企業での取組み事例というところで、合理的配慮として、さまざまな工夫がされている内容をご紹介させていただいております。このような職場内で合理的配慮をするということを、まず、企業として第一義的な使命として、お客様によい製品を届ける。ここが企業の使命なのだと。ただ、そのためには従業員の安全を第一に考え、そのためには職場環境を整え、ミスなく作業ができるようにする。そのようなところで、障がい者への合理的配慮というのも取組みの一環であるというところで、ご紹介をさせていただいております。

　最後、３７ページです。点字版では資料３の（１４）です。これまで紹介しているものに加えて、障がい理解に参考となる資料を、こちらでご紹介させていただいておりますので、このようなところもご参考に見ていただければと思います。

　続きまして、委員から出されている資料に該当する部分を読み上げさせていただきます。（５）ガイドラインの対象分野、資料１７ページの７行目です。点字版では資料３の（４）の３ページの上から３行目です。ここには挿入すればいいという文言で、雇用の分野については、「改正障害者雇用促進法」によるとされていますが、この雇用促進法に基づいた雇用に関する指針、ガイドラインが策定される予定ですので、その案内を記述するほうがよいと思います。これについては、既に事務局のほうで、それに関わるような記述を書いて対応済みです。

（６）商品・サービスの分野です。２１ページの５行目です。点字版では資料３の（６）の１ページ目の上から１０行目です。不当な差別的取扱いになる事例において、先にまとめた提言の公共交通、公共的施設に掲載されていた遊技場等の２事例が、このガイドラインには掲載されていません。遊技場での入場拒否は事例でも多く出されている事例ですので、このサービス分野に記述するほうがよいと思います。

（７）の教育分野です。３０ページの下から４行目です。点字版では資料３の（１０）の４ページの下から７行目です。原案では、行事に参加できる工夫について検討するようにしている。変更例として、行事に参加できる工夫について、本人や保護者と共に検討するようにしている。理由としては、学校等の行事への参加について、本人や保護者の意向を聞きながら検討することが必要だからです。人権相談でも本人や保護者と学校とは十分に話し合われていないことによる事例が少なからずあります。

　続きまして（８）の住宅分野です。２８ページの５行目です。点字版では資料３の（９）の３ページの上から６行目です。原案では退去の手続き等の際に、変更例は、入居や退去の手続きの際に、理由としては、退去の際に丁寧な配慮をするように受け取られないように、入居の際も入れておいたほうがよいと思います。差別の事例では、障がいを理由に退去を求められる事例が報告されていましたので、退去のみの事例にしないほうがよいと思います。

（９）全体の構成、原案ではガイドラインの構成として、対象分野ごとに差別的取扱いと合理的配慮の提供について記載されていますが、他の文章の例では、合理的配慮の提供は、対象分野ごとではなく、障がい種別ごとに記載されています。合理的配慮の提供は、別の対象分野であっても、障がい種別によって、同じ配慮が必要なことが多いかもしれません。今回のガイドラインの構成を変更することは難しいかもしれませんが、今後、障がい種別ごとに合理的配慮の提供を記したほうがわかりやすいという意見が出てきましたら、構成について再検討すればよいのではないかと思います。なお、障がいの種別ごとに合理的配慮の提供を記している文書には、次のものなどがあります。「改正障害者雇用促進法」に基づく差別禁止、合理的配慮の提供の指針のあり方に関する研究会報告書、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、中央教育部審議会分科会の報告、京都府障がいのある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例にかかるガイドライン。

（１０）条例制定の必要性、今回のガイドラインは、障害者差別解消法を受けてのガイドラインですが、このガイドラインを実効性のあるものにするためにも、条例制定の必要性を提言で述べました。この提言を実現するためにも、条例制定の検討に早急に着手することが必要であると思います。という意見でございます。以上でございます。

〇部会長

はい。ありがとうございます。ただ今の事務局の説明及びこの内容につきまして、ご質問、ご意見、ございましたら挙手の上お名前をおっしゃっていただき発言をお願いいたします。委員お願いいたします。

〇委員

６つの分野に分かれておりますガイドラインの各分野に対して、それは私たちが常に生活していくなかで、さまざまな現場に行くときに、それなりに受け入れられていると思いますが、しかし、先ほどお示しいていただいた情報・コミュニケーションに関しては、各分野に共通するものであるということで、そこを独立した分野としては省かれております。各分野にそれぞれ説明があるということだったのですが、ざっと見ますと手話という言葉が全然、出てきていないのです。ほとんどコミュニケーションボードであるとか、見れば分かるように前もって何かを貼っておくとかいうことで、お互いに分かるようにする。手話を知らない、例えば手話通訳がいない場合も想定されます。そのようなことも想定して書いていただきたいと思います。手話通訳が必要であるとか、そのような場合は、手話通訳を呼ぶという文言を、各分野に入れていただきたいと思います。何となく少しろうあ者に対して手話が必要ということがないなど、聞こえない方のために少し親切ではない気がします。

　それと６つの分野に関して、共通の面もあれば新しい分野もあるかもしれません。例えば精神障がい者であるとか、そこら辺で共通する面、聴覚障がい者は、例えばこのような方がいらっしゃいます。手話の必要な方もいらっしゃいますし、補聴器を付けて会話が可能な方もいらっしゃいますとか、そのようなポイントを、まず書いていただいて、それで各分野という形に、まず、そのような説明が必要ではないかと思います。

手話が必要という場合では、また、日を改めて通訳者を呼んで、例えばどのように手話通訳者を呼べばいいのかとか、呼び方や頼み方、その場に対しての対応が難しい場合は、日を改めて通訳者を呼んで、丁寧な対応をしていく必要があるとか。そのようなことも少し載せていけばいいのではないかと思います。

　聴覚障がい者の特性です。それに合わせて、そのようなことを書いていただきたい。それを各分野、共通の部分に書いていただきたいと思います。例えば精神障がい者も同じことが言えるのではないかと思います。各分野のそれぞれ特性というものを入れていっていただきたいと思います。

〇部会長

はい。ありがとうございます。ただ今の意見についていかがでしょうか。ご回答をいただければと思います。

〇事務局

委員のご意見十分承知いたしております。事務局のほうから、少し補足の説明をさせていただきたいと思います。本日は、障がい者差別解消のガイドライン（案）ということで、ご報告させていただいているのですが、実はこのガイドラインとあわせて来年度の取組みとして、大阪府として、障がいを理由とする差別をなくしていくという取組みにあわせて、取組んでいこうと考えております。資料にはないのですが、実は来年度の予算編成に向けて、われわれとしては、今、予算要求の内容の取組みがございます。要求内容自体は、既に公表されておりますので、ご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、まず、ガイドラインの普及だけではなくて、障がい理解を進めるためのハンドブックをつくろうと考えております。このハンドブックについては、障がいに対する正しい理解を深めるということとあわせて、障がい特性に応じた適切な配慮をわかりやすく解説することを、今、念頭に置いておりまして、委員がおっしゃられた実際にそれぞれの場面で、障がい種別ごとに、具体的にどのような配慮が必要なのか、例えば手話が必要な場面であるとか、手話通訳者をどのように手配するのか。そのようなところも含めたような形で、障がい理解を進めるハンドブック、このようなところにも盛り込みながら、障がい理解をこのガイドラインだけではなくて、障がい理解を進める取組みとあわせて、進めていきたいと考えているところです。

〇部会長

はい。委員。

〇委員

はい。普及理解を深めるためにハンドブックをつくるという話、それはとてもいいことだと思います。少し言いたいのは、そのようなハンドブックがあれば、ガイドラインとあわせて、セットにすればいいですが、ガイドラインだけが独り歩きしてしまうのでは少し困ります。せめてまとめたものの中にそのようなものを入れていただきたい。府民が見て一目で分かるように、すぐに理解できるようなものを、ガイドラインの中にも入れ込んでほしいと思います。今のところは、そのようなものが全く含まれておりませんので、ぜひお願いしたいです。

〇部会長

よろしいですか。少しお待ちください。事務局、発言いただければと思います。

〇事務局

はい。委員のご指摘、このガイドラインだけではなくて、障がい理解を正しく進めるというハンドブック、こことあわせ持って普及啓発をする。非常に大事な視点とわれわれ事務局としても考えておりますので、そこをあわせて啓発を進めていきたいと思っております。

〇部会長

はい。１７ページ、１８ページの中で、情報・コミュニケーションという分野がないのはなぜかということを一筆、説明があったほうがいいのでしょうね。雇用の分野がないというのは、ここでは言及されていますが、いかがですか。

〇事務局

資料の１７ページ、１８ページでガイドラインの対象分野ですが、点字版では資料３の（４）です。ここの説明のところに、情報コミュニケーションに関わるような内容の説明、ここにも触れていきたいと思っていますので、また、文言等は整理させていただきます。

〇部会長

委員ご発言ください。

〇委員

はい。委員と基本的には私も同じ考えなのです。例えば視覚障がい者の場合も、講演会などを聴きに行きますと、このごろは、パワーポイントとかＤＶＤというものの使用ということで、そのようなものの説明というのは、講師が何もされないままでどんどん流れていくということでわからない。これは付いているガイドヘルパー等に全部やれというのは酷だと思います。やはり主催者側が考えるべきものだと思います。そういうなかで、やはり情報というものを７番目として起こしてきちんと必要なことを、これは不当な差別的取扱いである、これは合理的配慮の不提供であるということを、書いたほうがいいように思います。でなければ、ハンドブックとガイドラインが必ず一緒に動いていることでもないですし、配ったから両方見てくれるとも限りませんし、やはりきちんとこの中に情報という分野を、改めて起こして入れるべきだと思います。以上です。

〇委員

それと関連です。

〇部会長

では、関連した発言を委員からいただいた上で。

〇委員

これまでは、やはり情報・コミュニケーションという分野があり、それでずっと議論を重ねてきました。今回、この各分野に入れてという形で落ち着いたかと思いましたが、今の発言を聞いておりますと、やはりこの情報・コミュニケーションというのは、今回の障害者権利条約の中でも、手話は言語であるとか、そのようなことで、非常に新しい観点で入っておりますから、やはりこのような一つの分野をきちんと書いて、それで皆さんに理解していただくということが、わかりやすいのかと。訴える力もあるのかと思いまして、もし、検討ができるのであれば、そのようにすればどうかと思います。以上です。

〇部会長

はい。事務局より回答いただければと思います。いかがでしょう。

〇事務局

今、委員からご指摘いただきまして、その情報・コミュニケーションの重要性というご指摘と受け止めまして、少し記載文につきましては、検討させていただきます。

〇部会長

はい。よろしくお願いします。そのほかご意見ございませんでしょうか。はい。委員お願いします。

〇委員

ずっと見ていまして、いろいろなご意見があると思いますが、いろいろな事例です。特に不当な差別的取扱いとなり得る事例というものが、少し今、数えたのですが、少ないもので２例、多いもので５例ということで、バランスを絶対に統一したほうがいいというわけではないですが、私個人の意見としては、ある程度もう少しあったほうがいいのではないかと思います。

　それから、具体的なことなのですが、教育分野に関してなのですが、２９ページです。不当な差別的取扱いとなり得る事例が４例あります。これはいずれも子どもということなのです。やはり教育というのは、一方通行ではありませんので、教員と言いますか、学校のほうとしてという事例も、大阪府の人権として、この別紙１の１０ページです。整理No.の３２です。そこのところに意見として入れているのですが、これはあくまで意見なので、このようなものを全部ガイドラインに入れればとんでもないことになりますが、やはりこの中のいくつか。例えば今、言いましたように、教員の側と言いますか、合否の判定に障がいそのもの、また、障がいに起因する支障を用いるというのが、差別的取扱いになるであろうと。単位認定の際に、障がいに起因する要素というものを、自動的にマイナス評価する。反対に障がいがあるからと言うことで、単純に割り増して認定する。そういうことも不当な差別的取扱いになるのではないか。このようなところも、少し入れていただければという気がいたします。先ほどの意見書の指摘にありましたように、一方通行でない。みんなで考えていくということです。合理的配慮というのは、私も賛成です。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。委員に伺いたいのですが、私どもの大学で、教育上の機会平等を保証していかなければならないときや、学生が主催する課外のサークルであるとか、部活などにおける不利益な取扱いというものは、教育分野における差別で、この分野に禁止の対象になるのでしょうか。教師が、あるいは学校が関わる教育は、学生生活のところなどは、どのようにお考えでしょうか。部活であるとか。サークルであるとか。学生がお断りするとか、学生が不適切な対応をするとかというところを、学校とすればきちんとこの法律に基づいて指導していく必要があるのか。それともそれは対象外なのか。

〇委員

部活とかいうサークル活動は、大学と義務教育及びその高校のほうでは、だいぶ意味合いは違うと思います。高校にしても今は、特に部活は教員がやって当然というものとボランティアみたいなものだという、非常に意見も分かれております。

〇部会長

大学とは違うけれども、高校・中学の部活というものは、教育活動の一環として、このガイドラインに従って適切な対応を指導していく必要があると。

〇委員

今のところでいけば、その必要はあるという、少し微妙なのですが、そのように私は考えます。

〇部会長

はい。ありがとうございます。今の委員のご意見について、いかがでしょうか。

〇委員

はい。

〇部会長

今の関連した質問になりますでしょうか。

〇委員

はい。今の話です。

〇部会長

それでは、委員の話をいただいた上で。

〇委員

大学の部活なりサークル活動ですが、やはり大学という一つの基盤の上で展開されているものである。あるいは大学の施設を使っている。あるいは大学の教師なり職員が何らかの形で関与しているということになりますと、対象になるかと思います。ただ、この法律では、行政、その他、そのような公のところは、努力目標になっている。しかし、では民間は全然なっていないのかと言えば、それは、やはり一つの努力目標にはなっているわけです。全くこの差別解消法とは無関係ではないわけです。何らかの形の組織があり、そこに障がい者が加わっている以上、やはりそれは努力目標としての対象になるわけです。だからそこは義務的なものなのか、努力目標で終わるのかわかりませんが、この差別解消法と無関係な話だということにはならないと思います。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。今の件について、事務局よりご説明いただけますでしょうか。

〇事務局

まず、事例の記載の点ですが、この分野については、多いものがあったり少ないものがあったりというご意見もありましたが、現時点の事務局の考え方は、まず、基本的な考え方、これをしっかり府民の皆様、事業者の皆さんに伝えていきたい。そのような思いがございます。その上で個別の事例について、できるだけわかりやすく例示をしていくということを考えておりますが、現時点では、事例というのは少ないように見えるかもしれませんが、今後、国のほうからも、対象分野ごとに指針というものが出てくる。大阪府としての相談を受け付けて、その事例というのはどんどん積み上げられていくことですので、まずは、この時点で事例を記載して、今後、さらにわかりやすい事例を盛り込んでいくのがいいのではないかと現時点では考えているところです。

〇部会長

はい。そのほかいかがでしょうか。委員、お願いします。

〇委員

住宅分野について、少し意見があります。２７、２８ページを見ていただきたいと思います。住宅分野では、非常に精神障がい者がなかなか入れないとか、そのようなことがございまして、これについては非常に関心を持って、一番重点的に見ているわけですが、実は望ましい合理的配慮の事例で、コミュニケーション分野はありますが、その他はないのです。

　われわれ精神障がいの分野で考えてもなかなかそのようなものはないのですが、やはりここで好ましい事例というのは、他の分野は全部あるのです。コミュニケーション以外の分野ではその他が、ここだけないのです。ですから事務局にお話しましたら、何か事例があればあとででも追加してくださいと言われているのですが、私のほうでもいろいろそのような事例を探していますが、委員の皆様のほうでも、この住宅分野で望ましい合理的配慮の事例みたいなものがもしありましたら、ぜひ入れていただいて、やはりそのような事柄が発展していくと言いますか、そのようなことにつながればと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。委員のご発言について、ご回答があれば。

〇事務局

この不当な差別的取扱いとなり得る事例や、望ましい合理的配慮の事例は、決してここに載っているものだけが全てというわけではございませんので、さまざまなご意見、また、われわれとしても相談事例の積み上げ、国の動向も踏まえまして、ここはより充実していきたい思いがございますので、また、このような望ましい事例があるという内容がございましたら、事務局のほうにご紹介いただければと考えております。さらにわかりやすいものにしていきたいという思いで考えております。

〇部会長

第２版はどのぐらいのタイミングで出るのですか。

〇事務局

大変申し訳ございませんが、今すぐの時点では、今、第１版というところですので、次のというところは、少しお答えしがたいところです。

〇部会長

第２版は、このような事例が加わっていくというイメージでよろしいですね。

〇事務局

はい。そのように理解をいただければと思います。

〇部会長

同じく住宅分野の２７ページにございます。この中の不当な差別的取扱いとなり得る事例の二つ目、親の会等の支援者団体がグループホームとして、住宅を借りようとしたが、精神の病気と分かると契約時に大家さんに断られるという事例が紹介されています。このガイドラインは、あくまでも事業者を規制の対象として、大家個人の位置づけについては、従来、議論をしたと思います。それから親の会、支援者団体が契約を断られているわけですが、支援者団体が利用者、家族の障がいを理由として、契約を断られる場合は、このガイドラインは規制の対象にするのですか。

〇事務局

まず、１点目の不動産の仲介業者、これは不動産業界に基づいて、いろいろな法的制約、義務付け等もされているところですが、この貸し主、いわゆる大家に対してですが、この障害者差別解消法の整理、このガイドラインの整理でも、ここは個人か法人かを問わず、同種の行為を反復継続する意思を持って行うものということですので、ここは大家さんが１回切りということになれば、どうなのかというところはありますが、反復継続してやっているということであれば、ここの事業者という位置づけになってきます。

　もう一点ですが、ここの事例で親の会等の支援者団体がグループホームをということで、そのままこの状態だけを見ると、支援者団体なので、その当事者ではないじゃないかという見方もできるのですが、ただ、このグループホームという形態をもってしてみれば、支援者団体がグループホームを作る。そうなりますと、そこのグループホームに、当然、当事者の方が入居されるという前提でのことですので、そこは少し解釈を柔軟にしてもいいのかと。この事例を掲載した事務局としての思いというのは、その点であるとご理解いただければと思います。

〇部会長

家族とか支援者団体が障がいを理由として差別的取扱いを受ける場合は、どういう位置づけになったのでしょうか。

〇事務局

この差別解消部会を検討する際に、障がい者をどのように捉えていくのかという議論をしていたところですが、そこが障がい当事者だけではなく、その家族や支援者も含んで検討すべきではないか。このようなところで議論が進んできておりまして、このガイドラインは、まずは啓発に使っていくということでありますので、そのような点であれば議論の経過、障がい当事者だけではなく、家族や支援者の方も当然、範ちゅうに入ってくるのかと考えていますが、そこは実際の個別の相談の中で、いろいろ対応はやっていくのかと思っております。

〇部会長

はい。ありがとうございます。そのほかご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〇委員

すみません。

〇部会長

委員、続いてお願いします。

〇委員

二つございます。まず、一つ目は、今、考えているガイドラインの最終出版のかたちはどのようなイメージをお持ちでしょうか。例えばパンプレットのサイズであるとか、何ページのものなのか、決まっていれば、あとでも結構ですので教えていただければと思っております。

　二つ目は、このようなガイドラインを普及して、このガイドラインを見て事業者がたまたま障がい者を採用したとか、近くにいる人のために支援する方法の例が書いてありますが、障がい者にはさまざまな方がいらっしゃいますので、自分のそばにいる障がい者に対する支援の方法がわからない場合、問い合わせる箇所は、どのような方法で支援すればいいのか。相談できる場所の紹介が必要かと思っています。

　最後のところに、参考が載っていますが、各事業者は障がい者にもさまざまな方がいらっしゃいますので、努力して支援しなければいけない。そのために相談する場所はどこなのか。その辺りも掲載したほうがいいのかと思っております。

〇部会長

はい。ありがとうございます。続いて委員よろしいでしょうか。お願いいたします。

〇委員

商品・サービスの分野ですが、盲導犬に理解がなく、飲食店で入店を拒否されるというところですが、これは大事なことに違いないのですが、補助犬法という法律があり、そこできちんとうたわれているわけですから、ここで載せておいてもいいですが、補助犬法というものがあり、それで社会的な啓発、あるいはもっと強い指導というところまで含まれている法律があるのだということは、書いていただければと思います。

　それから、同じことなのですが、これはニュアンスの問題で、それぞれ受け取り方が違うかと思いますが、障がいの特性に応じて、火を使わない安全なメニューや食べやすいメニューをおすすめするとなっていますが、これは事業者側が、この人がこうだから、火を使わないとか、食べやすいものにしようということで、おすすめされるというのも、いかがなものかと思いますので、やはり障がいの特性に配慮していただくのは結構ですが、障がい者の意見や希望もよく聞きというものを入れておいていただかなければ、あなたはこうだからこれにしておけばどうですかと言われても、かえってありがた迷惑にもなりますので、少しここは表現を工夫していただければと思います。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。お二方のご意見についてご回答をいただければと思います。

〇事務局

はい。まず、委員からいただいた質問ですが、ガイドラインは最終的には印刷物でと考えていますが、イメージとしては、今日お示ししているガイドラインの（案）、このようなイメージです。大きさもＡ４でボリュームもこれぐらいかと思っております。ただし、このボリュームは３７ページありますが、このページ数は若干変わるかもしれませんが、別途、これをよりわかりやすく示した、わかりやすい版みたいなものを、別途、検討したいと考えておりますので、それについては、事務局として考えていきます。

　もう一つは相談するところを、きちんと明記する必要があるのではないかということですが、それについては、このガイドラインとあわせて、障がい理解を進めていくハンドブック、それぞれ障がい特性として、どのような対応をすればいいのかいうことを、わかりやすく示すハンドブックをつくりたいと考えていまして、そこにどのような支援をすればいいのか。困ったときにどこに相談すればいいのか。そこはこれから相談体制も整えていかなければいけませんので、そのような情報とあわせて、ハンドブックにお示しをしていきたいと。現時点では、事務局として考えております。

　続いて、委員からお示しいただいた点ですが、それについては今後、ガイドラインの作成にあたって表現ぶりとか内容については、反映させていきたいと思っております。

〇部会長

はい。理解し、対話し、考え、改善、行動するというプロセスで、このメニューの提案を進めるというのは、最終的なアクションのところになるわけです。はい。ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。はい。二人の委員のご発言で、本日は、最後にさせていただきたいと思います。

〇委員

すみません。先ほど２７ページのところで、グループホームについて回答をいただいたのですが、ここのところで、親の会などの支援者団体がというところも省かれたほうがグループホームというのは、今、事業所がつくる地域移行は、ずいぶん国も進めていますし、これからどんどん増えていかなければいけないところですので、やはりこれは断られて大変な思いをしている事業所がたくさんあるわけですので、グループホームとして住宅を借りようとしたが、精神の病気と分かると、知的障がいの場合もそうなのです。精神だけではなくて、分かると契約時に大家さんにと言わなくても、契約時に断られるということだっていいのかなと。そこのところは省かれたほうがスムースに、固定しないほうがいいのかと思いました。

　それで、ハンドブックをつくることはとってもいいことだと思います。それぞれの障がい者の特性に応じて、それぞれではつくっているのですが、やはりそれが一括して見られるというのは、とてもいいことかと思います。やはりそのときに、今までつくっているものを参考にするとか、また、皆さんのその団体からいろいろ意見を聞かれるということが、とても大事なのかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

〇部会長

委員お願いできますか。

〇委員

再度、確認したいのですが、３月末にはガイドラインの確定版と公表がありますね。そのあとは普及のためのものは別につくるということですね。普及するための簡単なものをつくるということでよろしいでしょうか。

〇事務局

まず、委員のご指摘の点、これについては、少し事務局としても検討させていただきます。また、スケジュール感も含めてですが、ガイドラインそのものは３月末に公表するということ。そのあとの普及啓発のための取組み、先ほど事務局としてわかりやすい版も含めて検討しているということなのですが、そこは少し予算の編成過程でありますので、そこは、少し明言は難しいところですが、周知のための何らかの取組みは、考えているというところでご理解いただければと思います。

〇部会長

はい。それでは終了予定の時刻も近づいておりますので、まだまだご意見はあるかと思いますが、本日の部会はここまでとさせていただきます。大阪府におかれましては、本日の部会の意見について、事務局のご回答もございました。その意見を踏まえた上で、今後、障がい者施策推進協議会やパブリックコメントに向けて、ガイドライン（案）の作成を進めていただきたいと思います。

　以上で本日の議事を終了したいと思います。委員の皆様、長時間にわたりますご討議ありがとうございました。事務局にマイクをお返しいたします。

〇事務局

部会長、委員の皆様、ありがとうございました。最後に障がい福祉室長から、一言ご挨拶をさせていただきます。

〇事務局

委員の皆様におかれましては、本日も貴重な意見を賜りまして、ありがとうございます。当部会は一昨年、平成２５年の１１月から約１年３カ月の間、本日も含めまして１０回にわたりご議論いただきました。本当にありがとうございました。お陰をもちまして、部会におきまして、当初予定をしておりました所期の目的を終えることができました。これから私どものほうで年度末のガイドラインの策定、公表に向けて、取組みを進めてまいりたいと考えております。

このあと障がい者施策推進協議会での議論、それからパブリックコメントが控えておりますが、十分、本日の委員の皆様のご意見も踏まえた上で、ガイドラインの策定を進めてまいります。

　また、来年度におきましては、障害者差別解消法の施行に向けて、部会の提言も踏まえまして、相談等の体制整備、それから啓発活動につきまして検討を行い、取組みを進めてまいります。その際には、改めて差別解消部会を適宜、開催させていただいて、検討してまいりたいと考えております。繰り返しになりますが、改めて委員の皆様方のご協力に感謝を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〇事務局

以上をもちまして、「第１０回差別解消部会」を閉会といたします。

皆様ありがとうございました。

　（終了）